

## 日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会設置規程

### (目的)

第1条 日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）会則第28条第2項に基づいて設置する「登記基準点評価委員会」（以下「委員会」という。）に関する規程は、次条以下の定めるところによる。

### (委員会の任務)

第2条 委員会の任務は、登記基準点に関する、次の各号の事項とする。

- (1) 測量作業規程等の制定改廃に関する事項
- (2) 検定に関する事項
- (3) 認定に関する事項
- (4) 登記基準点有識者協議会への付託に関する事項
- (5) 前各号の任務の執行に必要な事項

### (委員の選任)

第3条 委員は、会長が理事会に諮り会員・学識経験者の中から任命する。ただし、土地家屋調査士会又は連合会会則第27条に規定するブロック協議会（以下「ブロック協議会」という。）から選任する場合は、必要に応じそれぞれ土地家屋調査士会長又はブロック協議会長の推せんを求めることができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任後最初に開かれる連合会の定時総会の終結のときまでとする。ただし、後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員に欠員を生じたとき、増員の必要があるときは、会長が任命する。ただし、その者の任期は現存委員の任期に従う。

### (委員会の構成)

第5条 委員会は、選任された委員をもって構成する。

- 2 委員の数は、5名から15名までの範囲内で定める。
- 3 委員会に委員長1人、副委員長2人以内を置くものとし、委員長は委員が互選し、副委員長は委員長の指名による。
- 4 委員会において必要を認めるときは、常任委員若干人を置くことができる。常任委員は委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、副委員長及び常任委員をもって小委員会を構成することができる。

### (委員長・副委員長・常任委員の任務)

第6条 会長は、委員会を招集し、委員長はこれを統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任委員は、委員長の指示した事務又は小委員会の業務を処理する。

(委員会の運営)

第7条 委員会がその任務遂行のため必要あるときは、委員長名をもって連合会の意見を求め、又は協力を要請することができる。

2 会長は、委員会活動に資するため必要な資料を提供することができる。

(報告の義務)

第8条 委員長は、会長の要請に基づき次の各号の報告をしなければならない。

(1) 委員会の審議の進捗状況及びその結果

(2) 会長が特に必要とする事項

2 委員会が建議することを必要とした事項については、理由を付した書面により会長に提出するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 会長又は委員会の要請があった者は、委員会に出席して意見を述べるすることができる。

(制限規定)

第10条 委員会が経費を伴う活動を行うには、事業計画及び予算の範囲内で行わなければならない。

2 委員会は、案件に関係ある予定外の活動を行う必要がある場合は、あらかじめその内容及び経費につき会長の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成19年12月14日から施行する。